

一般社団法人 福岡県臨床衛生検査技師
共催・協賛・後援に関する内規

令和 3年10月13日 制定

(総則)

第1 条 この規定は、一般社団法人福岡県臨床衛生検査技師会(以下本会)が本会以外の団体と共催する事業、および本会以外の団体が行う事業への協賛、後援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応諾の原則)

2 条 「共催」・「協賛」・「後援」(以下、共催等)の応諾は、事業の目的および内容が、本会定款に定める目的ならびに事業に合致しているものとし、次の1 にあげるいずれかに該当し、かつ2 にあげるいずれにも該当しないことを基準として、3 の項目を参考に判断する。

1 承認することができる場合

- ア 国民の保健・医療・福祉の発展に寄与し、本会会員の人格、倫理、学術技能の研鑽および、臨床検査技術の普及向上に貢献すると認められるとき
- イ 公益目的の事業であり、不特定かつ多数の者の利益の実現に寄与することが認められるとき
- ウ 対象団体が、公的学術団体および官公庁、またはこれらに準ずるとき
- エ 本会会員にとって有益であると認められるとき
- オ 本会の目的と事業内容に合致し、必要と認められるとき

2 承認できない場合

- ア 営利を目的とし、特定企業の宣伝など少数者の利益が認められるとき
- イ その運営方法が、公正でないと認められるとき
- ウ 政治団体、宗教団体の活動、または特定の政治、宗教のための活動と認められるとき
- エ 対象者が極めて限定されていると認められるとき
- オ 本会の目的と事業内容に反したものであると認められたとき
- カ その他、理事会で適当でないと判断されたとき

3 その他の承諾基準

- ア 事業計画が明確で、主催者の事業遂行能力が十分あると判断されていること
- イ 催しの開催、開設等の場所は、公衆衛生等について十分な設備および措置が講じられていること
- ウ 過去に共催等をしたものについては、承諾条件が遵守されているものであること

(対象事業と応諾条件)

第3 条 共催等を応諾する場合は、その主催機関・目的・内容等が、原則として次の各項に該当するものとする。

1 共催事業

ア 定義

本法人を含む複数の団体が開催の主催となり、企画の段階から協同で催しを行なう場合
本会が事業の一部について責任を持ち、資金および人的な援助を行う場合

本会および他の団体が共同で一つの公益および研修事業を行う場合

イ 該当事業

- ①日臨技関連学会および関連団体が主催する事業
- ②社団法人格を有する学会・協会および官公庁、特殊法人等の事業
- ③企業と共催の場合は、公平性が保たれる事業（複数企業が望ましい）

ウ 申請

- ①依頼団体が本会に対して申請を行い、理事会で承認を得ること
- ②企業の場合は本会の原則賛助会員であること

2 協賛事業

ア 定義

第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助、質の正当性の保障を与える場合。主催団体が企画から実施まで全て責任を有するもので、本会および会員にあらゆる義務が生じない外的支援のみであること。

原則として名義使用の許可のみとするが、必要に応じて金銭的、人的援助もあり得る。後援と同義であるが、後援に比べてその催しへの本法人の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。

イ 該当事業

- ①日臨技関連学会および関連団体が主催する事業。
- ②社団法人格を有する学会・協会および官公庁等が主催する事業。
- ③医師およびその他医療団体が活動の主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される事業。
- ④企業主催の場合は、公平性が保たれる事業（複数企業が望ましい）

ウ 申請

- ①依頼団体が本会に対して後援依頼を行ない、理事会で承認を得ること。
- ②企業主催あるいは共催の事業については、その公平性について充分検証すること。
- ③企業の場合は本会の原則賛助会員であること

3 後援事業

ア 定義

第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助、質の正当性の保障を与える場合。本会および会員にあらゆる義務が生じない外的支援のみであること。原則として名義使用の許可のみとする。

イ 該当事業

- ①日臨技関連学会および関連団体が主催する事業。
- ②社団法人格を有する学会・協会および官公庁等が主催する事業。
- ③医師およびその他医療団体が活動の主体となり、その活動が本会会員に有益と判断される事業。
- ④企業主催の場合は、公平性が保たれる事業（複数企業が望ましい）

ウ 申請

- ①依頼団体が本会に対して後援申請書を提出し、理事会の承認を得ること。

②企業主催あるいは共催の事業については、その公平性について充分検証すること。

③企業の場合は本会の原則賛助会員であること

（承諾申請）

第4 条 共催、後援、協賛を受けようとする団体は、本会に対して事前の承認申請（3ヶ月前）を行わなくてはならない。

第5 条 理事会は、申請された内容を検討し、適否を回答しなければならない。

第6 条 返答までの時間的猶予がない場合、適否は会長判断とし、理事会へは報告を行うこと。

（共催等の広報）

第7 条 共催等の広報は理事会承認あるいは会長判断後でなければならない。

広報にあたっては、その団体名および共催等の種別を明示すること。

（共催等の事業報告）

第8 条 事業が終了後、共催、後援、協賛を申請した団体には「事業報告書」の提出を求め、事務局は理事会で報告すること。

第9 条 他団体主催の事業等に協賛・後援し、或いは他団体と共催し、その経費を負担した場合には、事業終了後 2 週間以内に本部会計に会計報告を行うこと。

（依頼の原則）

第10 条 学会あるいはセミナー等で、本会が企業等の他団体に対し「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、理事会の承認を得てそれを実行することができる。

第11 条 本会が企業等の他団体に対し「共催」、「協賛」、「後援」を依頼する場合は、プロモーションコードに沿って以下の事項に留意すること。

ア 公平性への配慮

特定の企業に取引上の利益あるいは不利益が生じないように配慮すること。

イ 依頼先への提出資料

①本会定款（過去に依頼の実績がない場合）

②「共催」、「協賛」、「後援」趣意書

③収支予算書

④決算報告書（事業終了後）

ウ 費用負担を求めてはならないもの

①本来参加者個人が自ら負担すべき費用

・交通費

・宿泊費

・懇親会費

・食事代（ランチョンセミナーを除く）

・その他個人費用の肩代わりと判断されるもの

（補足）但し、学会等における役員などによる公式な会合に要する費用（茶菓などのような華美、過大では

ない飲食代）や講師等を招聘する場合の交通費、宿泊費などはこの限りではない。

②景品類の提供

公正取引委員会告示「医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に違反する華美な景品類の提供を求めてはならない。

(補足)規約に違反しない景品類とは

- (1) 正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲を超えない少額の景品類
- (2) 自社の主催する会合に際して提供する社会通念上華美、過大にわたらない贈答、接待
- (3) 慣例として行われる記念行事に際して提供する社会通念上華美、過大にわたらない贈答、接待

(依頼申請)

第12 条 本会が他団体に対して「共催」、「協賛」、「後援」を行なう場合は、理事会に報告を行なう。

第13 条 この内規に定めるもののほか、この内規の運用に関し必要な事項は理事会で論議を行なう。

附則

本内規は令和 3 年 10 月 13 日から施行する。

共催、後援、協賛について（簡易表）

区分	一般的概念	運営方法	収支報告	日臨技システム	生涯教育 点数	条件
共催	複数の組織・団体でイベントを主催すること	福臨技規定に 准じる	必要	利用可能	付加	原則賛助 会員
協賛	あるイベントを外部から資金 面で支援すること	主催者の規定 に准じる	不要 (事業報告)	利用不可	個人申請 規定点数 を付加	原則賛助 会員
後援	名義を貸すことで外部から公 的にイベントを支援すること	主催者の規定 に准じる	不要 (事業報告)	利用不可	個人申請 規定点数 を付加	原則賛助 会員